

# 野生鳥獣による生活環境被害の防止 のための補助事業のお知らせ

ツキノワグマやイノシシ等の野生動物を呼び寄せる要因となっている未利用果樹(柿・栗等)の伐採やトタン巻きを実施するために要する経費の一部を補助します

## ●補助対象者

2戸以上で組織する団体

## ●補助対象経費

- ・伐採に必要な消耗品、作業用機械の燃料費
- ・トタン巻きの材料費
- ・クレーン車、チェーンソー等の作業用機械の借り上げ料、オペレーターに係る経費
- ・地域住民の活動に要する経費(賃金・謝礼、交通費、保険料等)
- ・伐採果樹の処分費
- ・作業の一部又は全部を業者等に委託する場合の経費
- ・その他、必要な経費

## ●補助内容

対象経費の1/2以内で、1本あたり2万円が上限となります

ただし、1団体あたり50万円が上限です

※交付決定前に着手された経費は該当しません

## ●申請期間

令和5年12月20日(水)まで

詳しくは、次の担当課・室にお問い合わせください

庄原市 企画振興部 林業振興課 TEL:0824-73-1124 / Fax:0824-72-3322

E-mail: ringyo@city.shobara.lg.jp

西城支所地域振興室 TEL(0824)82-2181 高野支所地域振興室 TEL(0824)86-2113

東城支所産業建設室 TEL(08477)2-5008 比和支所地域振興室 TEL(0824)85-3003

口和支所地域振興室 TEL(0824)87-2113 総領支所地域振興室 TEL(0824)88-3065

